

令和6年度高森町職員採用試験実施要領

1 試験職種及び採用予定人員等

区 分	職 種	採用予定数	勤務先及び職務内容
高等学校卒業程度	一般事務	4人程度	長部局又は教育委員会等に勤務し、一般事務に従事する。
高等学校卒業程度	一般事務 (身体・精神障がい者対象)	1人程度	長部局又は教育委員会等に勤務し、一般事務に従事する。

2 受験資格

① 高等学校卒業程度（一般事務）

平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人。

② 高等学校卒業程度（一般事務、身体・精神障がい者対象）

平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、活字印刷文による出題、並びに口頭による面接試験に対応できる人。

(1) 次の一つに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 高森町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法の施行の日以降において、日本国憲法又はその下に設立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 受験手続

(1) 受付期間

令和6年10月21日(月)から11月1日(金)まで（土・日曜日及び祝日を除く）

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで

郵送の場合は、11月1日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 申込先

高森町総務課 0967-62-1111

所在地 熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168番地 (〒869-1602)

(3) 申込手続

高森町発行の申込用紙に必要事項を記入して、受付期間内に上記申込先に郵送又は持参すること。

郵送する場合は、申込用紙とともに、封筒の表に「高森町職員採用試験申込」と朱書し、受験票の返信用として宛先・郵便番号を明記した返信用封筒（110円切手貼付）を同封したうえで、必ず簡易書留で郵送すること。

身体・精神障がい者対象の試験を受験する場合は、身体障害者手帳又は精神障害者保険福祉手帳の写し1部を申込用紙と併せて提出すること。

(4) 申込用紙の請求

申込用紙は、高森町総務課に用意している。

郵便により請求する場合は、封筒の表に「高森町職員採用試験申込書請求」と朱書し、180円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封のうえ、高森町総務課へ請求すること。インターネットから請求する場合は高森町のホームページにアクセスし、試験案内及び申込書をダウンロードすること。

(5) 受験票の交付

申込者には受験票を交付する。

郵便による申込者には受験票を郵送するが、11月8日（金）までに受験票が届かないときは、高森町総務課に問い合わせること。

4 試験の日時及び場所

試験	日時	試験地	試験場	合格発表
第一次試験	令和6年 11月17日（日） 午前8時30分	高森町	高森総合センター 2階大会議室	11月下旬頃合格者のみに通知するほか、合格者の受験番号を高森町役場掲示板及び高森町ホームページに掲示する。
第二次試験	令和6年 12月中旬の予定	高森町	別途第一次合格者に通知する。	12月下旬頃合格者、不合格者に通知するほか合格者の受験番号を高森町役場掲示板及び高森町ホームページに掲示する。

(注意) 第一次試験の際は、受験票と筆記具（HBの鉛筆・消しゴム等）を持参すること。なお、時計を持参する場合は、計時機能だけのものに限る。また、携帯電話等を時計として使用することはできない。

5 試験の内容

(1) 第一次試験（全て択一式による筆記試験）

程 度	区 分	出 題 範 囲
高等学校卒業程度 （一般事務） ※身体・精神障がい者対象も同じ	職務能力試験（BEST-A）	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題 60 題・1 時間 ※基礎的な内容が出題されますので、特別な対策や勉強は不要です。 ※「国内外の社会情勢への関心と理解等」の問題では、公的部門の職員として必要な基礎知識や、ニュース等で報道された内容が出題されます。
	職務能力試験（BEST-P）	公的部分の職員としての職務への適応性を、ポイントを絞って性格傾向の面からみる 150 項目・20 分

作文試験	受験者全員に文章による表現能力についての筆記試験
------	--------------------------

- (備考) 1 教養試験において一定の合格点に達しない者は、他の試験の成績にかかわらず不合格となる。
- 2 作文試験は第一次試験で実施するが、採点は第二次試験の採点の際行うので、作文試験の成績は、第一次試験の可否の評価には含まれず、第二次試験の可否の評価に含まれる。

(2) 第二次試験

第一次試験合格者について次の試験を行う。

区 分	内 容
人物試験	人柄などについての個別面接による試験

(注意) 試験を途中で棄権した人は、不合格となる。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、試験職種ごとに作成された採用候補者名簿に記載され、主に令和7年4月1日以降の採用にあたって、名簿に記載された者の中から採用者を決定する。この名簿の有効期間は、原則として合格決定の日から令和8年3月31日までとする。
- (2) 初任給は、原則として高校卒業程度（一般事務）166,600円である。
 ※大学卒業歴等や職歴がある場合はこれに加算する。
 なお、このほか条例等の定めにより期末手当、勤勉手当、通勤手当等が支給される。

7 試験結果の開示について

この試験結果については、受験した本人のみに開示を行う。開示場所、開示内容等については次のとおりで、電話、郵便等による請求は一切受け付けない。

試験	開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第一次試験	受験者全員	科目別得点 総合得点 総合順位	合格発表の翌日から 1ヶ月間（土、日、 祝日を除く。午前8 時30分から午後5 時まで。）	高森町役場 総務課総務係
第二次試験				

※ 開示請求の際は、受験票又は合否通知書及び本人と確認できるもの（免許証、学生証等）を持参すること。

8 試験についての問い合わせ先

高森町役場 総務課 総務係 電話 0967-62-1111（内線510）

所在地 熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168番地（〒869-1602）